

愛媛県立中央病院整備運営事業 第2 要求水準 2 統括マネジメント業務 に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 第2 要求水準 2 統括マネジメント業務」に関する質問への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	項()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
001	001	1	イ	イ	①			病院経営健全化に向けたコンサルティング業務の開始日を、1号館供用開始日以前で提案した場合は、当該期間に亘っても業務要求水準書がそのまま適用されるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
002	002	1	イ	ア				今回の要求水準に変更においても、マネジメント責任者の院内常駐開始時期は「個別業務のマネジメント業務の確実な履行に支障がないと認められる場合において」事業者の提案と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
003	002	1	イ	イ	②			病院の現状や現行情報システムの運用状況等を踏まえた上で、「1号館新築時にカットオーバーする新規医療情報システムに対するコンサルティング業務」と理解しますがよろしいのでしょうか。(現行システムの改良等は含まない)	ご理解のとおりです。
004	002	1	イ	イ	②			「事業者の提案する日(遅くとも平成21年9月)」とありますが、平成21年9月は目安ではなく必須の開始時期と理解すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
005	003	1	ウ	ウ	②	B		「マネジメント責任者等の変更を可能な限り避ける」、「やむを得ず変更する場合は県の承諾を得ること」とありますが、(設置・配置が任意であったり、常勤・非常勤が任意である)マネジメント責任者以外の者についても、県の承諾が必要でしょうか。	マネジメント責任者等には、マネジメント責任者のほか、マネジメント業務担当者、病院経営支援責任者、病院経営支援業務担当者、リスク・マネジャーも含まれます。従って、これらの者がやむを得ず変更する場合には、県の承諾を得る必要があります。
006	003	1	ウ	ウ	②	C		マネジメント責任者について、業務開始当初から1号館の供用後2年迄は変更されない事が望ましいとの記載があります。これは2年目以降の変更を許容するコメントと了解して宜しいのでしょうか？	ご質問にある期間であるかどうかに関わらず、やむを得ず変更する場合には、要求水準書に規定するとおり、県の承諾を得る必要があります。その上で、「特に変更しないことが望ましい期間」として、「業務期間の開始当初から1号館の供用後2年目まで」を例示しているものです。
007	004	2	ウ	ア	①			マネジメント水準のモニタリングの日報・月報フォーマットは、どのようなフォーマットを想定されているのでしょうか	ご質問にある日報・月報は、年度マネジメント報告書を構成する一部となりますが、フォーマットについては、事業者が実施するセルフモニタリング及び県が実施するモニタリングにおいて確認対象として用いるものであることに留意した上で、事業者が作成し、県が合理的に満足するものを想定しています。
008	004	2	ウ	ア	②			「事業者の提案から要求水準書に規定する以上の水準(追加的な業務を実施する旨の提案の場合、当該追加業務に関する水準を含む)を満足する旨の内容を抽出し～」とありますが、要求水準以上の内容を行う場合には、当然コストUPとなります。その場合、追加費用については、県が負担するという理解でよろしいのでしょうか。	要求水準以上の提案をされる場合でも、県がお示した予定価格の範囲内で、そのコストUP分を含んだ金額を入札していただきます。

No	ページ	項()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
009	004	2	ウ	ア	②			「追加的な業務を実施する旨の提案の場合、当該追加業務に関する水準を含む」とありますが、提案内容次第とは思いますが、事業者の追加業務により増加する県側の負担は県側が負担すると理解してよろしいでしょうか。	(質問No.008参照)
010	008	2	エ	ウ	⑤	A		ヘルプデスクを設置し、その要望・内容が病院に対する場合はどこが窓口になるのでしょうか	要望・内容によるものとも考えますが、基本的に病院側でも明確な窓口を設けることを考えています。
011	008	2	エ	ウ	⑥	B		個別業務の業務担当者等の変更については、県の承諾は不要でしょうか。	事業契約書(案)第110条第3項の規定に従うものであり、県の承諾は不要となります。
012	008	2	エ	ウ	⑦	A		「医療事故対策マニュアル」「院内感染対策マニュアル」「災害対策マニュアル」の公表をお願いします。	守秘義務誓約書受領後提供します。
013	008	2	エ	ウ	⑦	A		医療事故対策マニュアル、院内感染対策マニュアル、災害対策マニュアルについては、ご提示いただけるのでしょうか。設計上で関連する内容があればご教示下さい。	守秘義務誓約書受領後提供しますので、それを参照の上ご検討ください。
014	009	2	エ	ウ	⑧	B		個別業務の改善に関する提案を随時県に行うことができるとあるのですが取決めルール等どのようなフローなのかでしょうか	事業者からの改善に関する提案内容・理由・効果等を勘案し、その採用及び費用負担方法等について、県と事業者協議の上、県が決定することを考えています。 なお、事業契約書(案)別紙13の第12項をご参照ください。
015	009	2	オ	イ	②			開院準備期間、特に移転前の約1年は特に事業者と県が密接な連携を図ることが必要と考えられますが、県側の体制(準備室の設置、要員、医師・コメディカルの関与など)についての想定をご教示下さい。	現在、プロジェクトリーダーとして中央病院の医師を充て、事務担当者として県立病院課に6名、病院に3名を配置しており全面オープンまでの体制で準備を行う予定です。 なお、移転については、さらに医師、コメディカル、事務職員からなる患者移送作業及び医療機器備品等移設作業に関する院内組織を立ち上げ、それぞれ必要な人員を充てることを考えていますが、具体化は今後の作業です。
016	009	2	オ	イ	④		特記事項	「県職員と協働する業務」との記載がありますが、これは同一業務を官民で協働するということでしょうか。そうであった場合、提案価格に影響致しますので、県職員の人員配置計画を公表頂けないでしょうか。	同一業務を協働するというものではありません。事業者は本事業全体が県職員との協働であるという意識で取り組んでいただきたいのですが、ここに例示したような業務は特に県職員との連携が重要であるということをお示ししています。各業務における事業者と県職員との業務の分担については、要求水準書の各業務の業務区分表を参照してください。
017	009	2	オ	イ	⑤			リハーサルの内容によって見積金額が変動しますので、県が想定されているリハーサルの回数・範囲をご提示願います。	現時点では、医療情報システムの演習を4回、各部署別のリハーサルを1回、部署間連携リハーサルを1回、患者移送リハーサルを1回実施すること等を想定していますが、事業者に積極的な助言・支援を求めている「県が実施する開院に向けた各種計画・スケジュール等」の中には、リハーサル計画も含まれますので、事業者において適当と考えられる回数を想定して見積もってください。

No	ページ	項()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
018	009	2	オ	イ	⑤⑥			⑤開院に向けたリハーサル等は県主催、⑥リハーサル・習熟訓練等は、事業者主催という理解で宜しいでしょうか。	(質問No.019参照)
019	009	2	オ	イ	⑥			「事業者は、・・・現場の事業者側職員や県職員を対象としたリハーサル・習熟訓練等を実施すること」とあります。事業契約書第114条では、「甲がリハーサルを行い、乙は合理的な範囲で協力する」第113条では、「甲および乙は、自己の職員に対し、・・・習熟訓練を行う」とあり、事業契約書質疑回答no.196にあります。事業契約書記載内容を正としてよろしいでしょうか。	統括マネジメントの要求水準書の該当箇所「オ(イ)⑥」における「リハーサル」は事業者側職員が自己の業務のために行うものを指しており、病院全体のリハーサルは県が主催です。事業契約書(案)には、事業者が事業者側の職員に対して行うリハーサルについては、記述していないという違いがあります。
020	010	2	オ	カ	①	B		事業者持込みの情報システムの整備に当たり県の承認が必要とありますが、要求水準以外で、個別にかつ具体的に承認に関する基準は定められるのでしょうか。	承認に関し個別の基準を定める予定はありませんが、事業者持込み情報システムも個人を特定する情報を扱うことが想定されるため、「愛媛県個人情報保護条例」、「電子カルテシステムセキュリティに関する実施要領」などに準じる管理を求めます。
021	010	2	オ	カ	①	C	※	医療情報システムネットワークで定めたセキュリティレベルの公表は頂けますでしょうか？	まず、「愛媛県個人情報保護条例」など県として定めているものは順守する必要があります。現在、上記とは別に病院独自のセキュリティレベルとして、医療情報システムについては「電子カルテシステムセキュリティに関する実施要領」を定め実施しており、守秘義務誓約書受領後に提供する予定です。
022	010	2	オ	キ	②			運営開始後に合理的理由により継続困難と判断される場合、県と事業者で協議の上適切な対応を講じる機会がありうると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
023	010	2	オ	キ	②			「万が一、採算性等の観点から、～、事前に県と協議の上で適切な対応を講じ、～」とありますが、県と事前協議する内容としては、県に支払う行政財産使用料の減額等も検討可能という理解で宜しいでしょうか。	利便施設は、独立採算ですから、まずは事業者による経営努力を行っていただく必要がありますが、それでもなお、需要が極端に不足しているなどの事情があつて採算がとれない場合には、検討の対象とします。
024	010	2	オ	キ	②		利便施設	採算性の観点等から継続が困難となり、且つ、需要がないと認められる場合には、業務範囲の一部解除も可能でしょうか。	協議の場において、ご質問の事項も取扱わざるを得ない事態も発生しうると考えますが、可能な限り避けるべき事態とも考えています。
025	011	3	ア					病院で既に取り入れている経営管理のためのシステムやツール等(目標管理制度、BSC、QC活動等)がありましたらご教示下さい。	現在取り入れている特別な経営管理手法は、ありません。
026	011	3	エ	ア	①			年度経営支援業務計画書について「30日前までに」実施すべきは、その作成と提出でしょうか、提出物に対する県の確認でしょうか。	別紙3に記載のとおり、30日前までに県の確認を得てください。

No	ページ	項()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
027	011	3	エ	ア	③			「当該事業年度の業務内容等に対する見積等」とありますが、「見積等」とは、提案した内容とは異なる新たな業務を行う際、別途費用が発生する場合に提出するものとの理解でよろしいでしょうか？そうでない場合は具体的な内容をご教示ください。	情勢の変化や新しい経営管理手法の出現に伴い、入札時点での事業者提案とは異なる内容のコンサルティング業務を実施していただくことが想定されるため、毎年度業務項目を見直して見積書を提出していただき県が確認した内容及び費用で病院経営支援業務を実施していただくという趣旨です。 その場合、県が特に追加的に実施することを依頼した場合を除き、原則として提案価格を上回らない範囲で業務項目を取捨選択していただきたいと考えています。 なお、この見積書に対応するサービス対価は、事業契約書(案)別紙12表2-4サービス対価B2となりますので該当箇所も参照してください。
028	011	3	エ	ア	③			県との協議の結果として、提案書並びに要求水準で示した内容以上の業務を年度経営支援業務計画書に盛り込んだ場合は、提案で当初見込んだ金額を超えた見積りを作成するとともに、精算においても当初の提案での金額を超えることになると考えてよいでしょうか。	(質問No.027参照)
029	011	3	エ	ア	③			当該事業年度の業務内容等に対する見積等を併せて添付とありますが、見積を添付する理由は何でしょうか。	(質問No.027参照)
030	011	3	エ	ア	③			年度経営支援業務計画書と併せて提出が求められている見積と、サービス対価との関係(調整の有無やその方法等)についてご教示下さい。	(質問No.027参照)
031	012	3	エ	ア	⑩			経営支援業務は、日々行う業務というよりある程度長期的視野に立って行うものと思われませんが、本業務の報告書における「日報」の内容は、どのようなものを想定されているのでしょうか？	どのような業務を行ったかというレベルを想定しています。
032	012	3	エ	イ	①			病院経営健全化に向けたコンサルティング業務に関してですが、病院本体からはコンサルティングを行うに十分な情報提供がなされるものと考えて宜しいでしょうか？そしてそれは公開可能な情報となりますでしょうか？	十分な情報提供をすることを考えていますが、その情報の取扱は、事業契約書(案)第176条の規定に従っていただくこととなります。
033	012	3	エ	イ	①			統計作成・分析・評価をするために、県へのデータ提供依頼により少なくともa~iの項目に関し、病院所有の医療情報システムが管理している情報は適宜、県側より提供されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、質問No.032も参照してください。
034	012	3	エ	イ	①	A		病院経営コンサルティング業務をおこなう上で事業者が病院経営健全化に資すると考えるデータを取り出せる機能を提案した場合は、県側にて積極的に、次期システムの仕様に盛り込んでいただけるという前提で提案してよろしいでしょうか。	システムの機能としては、ご理解のとおりですが、要求水準にも記載しているとおり、設備投資の費用対効果の検討が前提となります。

No	ページ	項()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
035	012	3	エ	イ	①	A		クリニカルパスの適用症例について、定量的な目標やスケジュールがあればご教示下さい。	今後の具体的な目標及びスケジュールについては未定ですが、適用症例を増やしていく方針ではあります。なお、現在は、院内に設置しているクリニカルパス検討委員会の承認を受け院内共通となったパスが49件と約50件のクリニカルパス検討委員会承認待ちパスがあります。
036	012	3	エ	イ	①	A		経営管理システムは病院側で調達するという認識で宜しいでしょうか。その場合、事業者はそのシステムを必要に応じて利用させて頂けるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、医療情報システムの整備に対するコンサルティング業務の中で、最適と思われるものを提案して下さい。
037	012	3	エ	イ	①	D		病院所有の医療情報システムにあるデータの提供に関し、(費用が極小化できるようなシステム構築のコンサルティングに努めることは言うまでもありませんが)ベンダーへの指示やベンダー側費用については、原則として県側の責任、負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者として可能な範囲での情報提供や助力は求めます。
038	012	3	エ	イ	①	E		県が新たな業務を依頼した場合には、真摯に対応することありますが、その場合の費用については、県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	既定のサービス対価の範囲内での業務項目の全部又は一部との振替え、純然たる業務追加による県の追加費用負担などについて協議したいと考えています。
039	012	3	エ	イ	①	E		当該事業年度内に県が新たな業務を依頼した場合に発生した費用は別途請求できると考えてよいでしょうか。	(質問No.038参照)
040	012	3	エ	イ	①	E		新たに依頼された業務については、全てに対応するというのでしょうか。本来業務を遂行した上で可能な範囲でという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.038参照)
041	013	3	エ	イ	②			事業者が各種業務をおこなう上で必要と考えられる「機能」・「データ」・「システム間の接続方法」などについては「病院所有の医療情報システムの整備に関するコンサルティング業務」で提案する内容が仕様書に盛り込まれる前提で提案してよろしいでしょうか。	要求水準にも記載しているとおり、設備投資の費用対効果の検討が前提となりますので、この点についても詳細なご検討のうえで提案して下さい。
042	013	3	エ	イ	②			病院所有の医療情報システムの更新は7～8年と考えておりますが、初回から数えて4回目の更新が事業期間を超えることが予想されます。事業期間を超える時期に導入される医療情報システムの更新に関するコンサルティングは、本事業外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、質問No.069も参照して下さい。

No	ページ	項()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
043	013	3	エ	イ	②	A		病院所有の医療情報システムの整備にあたり、事業者の提案に依るとは思いますが、どのような病院側の体制(各種委員会、ワーキンググループ等、開催の頻度)を想定しているか、ご教示下さい。	現在、「診療情報管理委員会」を設置し、担当レベルの検討として週1回の「電子カルテ運用管理室担当者会議」を開催しています。 また、現行システム導入時には週1回のプロジェクト会(現電子カルテ運用管理室担当者会議)、随時開催する各種ワーキンググループとして共通、入院食事、看護、薬剤、検体検査、輸血、病理、画像・生理、処置、透析、リハビリ、手術、電子カルテ/診療情報、医事、経営管理、周産期、健診があり、加えて別途アドバイザーやベンダーが主催する連絡会議が定期的に行われていました。 次期医療情報システム更新時も同様の体制が必要と考えています。
044	013	3	エ	イ	②	A		病院所有の医療情報システムの整備・更新にあたり発足されることと予想される次期医療情報システム検討委員会(仮称)の開催スケジュール、頻度についてどのようにお考えでしょうか。	(質問No.043参照)
045	013	3	エ	イ	②	A	a	導入すべきシステム範囲等に関する適切な助言・支援等を行うためにも、現在の医療情報システムの詳細資料の公表をお願いします。また公表時期についてご教示願います。	守秘義務誓約書受領後提供します。
046	014	3	オ	ウ				「・・・速やかに原因を究明した上で、事業者側の責任範囲において・・・」とありますが、病院所有の医療情報システムに関して、事業者が主体となって原因究明することは、困難が予想されます。原因究明については、システムベンダーを主体とし、事業者はそれに協力するという考えで宜しいでしょうか	ここでいう「医療情報システム」とは「病院所有の医療情報システム」であり、原因究明、及び復旧に必要な措置をとるのは県及びベンダーが主体となります。 ただし、事業者持込みのシステムを医療情報システムに接続している場合、その事業者持込みのシステムが原因と思われる蓋然性があると疑われる場合は、県及びベンダーと同じく事業者も主体となって原因究明に当たっていただく必要があります。 また、その復旧費用については、機能不全を引き起こしたものが負担します。 なお、事業者持ち込みの情報システムが機能不全を起こした場合の対応は全て事業者の業務となります。
047	014	3	オ	ウ				即座に復旧に必要な措置を取るの、事業者持込みの情報システムについてであり、病院所有の医療情報システムに機能不全が起きた場合に、即座に復旧に必要な措置を取るの、病院所有の医療情報システムのベンダーであるとの理解で宜しいでしょうか?	(質問No.046参照)
048	014	3	オ	ウ				事業者の責任範囲において、事業者が再発防止及び対応策を県へ文書にて報告するのは、事業者持込みの情報システムが機能不全を起こした場合であるとの理解で宜しいでしょうか?	(質問No.046参照)
049	014	3	オ	ウ				事業者の責任範囲とは事業者持ち込みシステムの範囲という認識で宜しいでしょうか。	(質問No.046参照)

No	ページ	項()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
050	019	3	オ	ウ			特記事項	医療情報システムは県側が調達するシステムであり、機能不全等が引き起こされた場合には県側の責任範囲にて再発防止及び対応策を構築すべきと考えます。事業者側で使用する部分もあるかと思いますが、事業者は責任を負担せず、あくまで県側への協力をするとの内容に変更頂けないでしょうか。	(質問No.046参照)
051	014	3	オ	エ				県主催のシステム連絡会の開催頻度及び参加者等の想定についてご教示下さい。	(質問No.043参照)
052	014	3	オ	エ				事業者がシステム連絡会で運用状況を報告するのは、事業者持込みの情報システムについてであり、病院所有の医療情報システムの運用状況報告は、各システムベンダーからなされるものとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、システム連絡会は事業者に主催していただきます。
053	別紙1						代表企業	設計を担当する企業、施工を担当する企業は代表企業にはなれないのでしょうか？	入札説明書第3.2.(1)ア等に規定しているとおり、統括マネジメント業務を主導的に行う(SPCを設立し、事業期間にわたり当該SPCが統括マネジメント業務を確実に履行していくために必要な組織体制・人材・資金等を確保・機能させ続ける役割を主導的に担う)能力を有していると認められる場合には可能です。 なお、表欄外の※1に記載のとおり、個別業務(ご質問にある設計や施工を含む)を行う協力企業が代表企業になる場合、「代表企業」として表中に記載している点にはご留意ください。
054	別紙1						設計施工 協力企業	設計・施工協力企業は、事業契約書案別紙2.No48に定義された「個別業務のマネジメント業務協力企業」になりうると考えてよろしいでしょうか？	設計・施工協力企業は、代表企業を兼ねる場合にのみ代表企業の立場で個別業務のマネジメント業務協力企業になりえます。
055	別紙1							その他の協力企業はSPCへの出資を原則不可していますが、その他の第三者は不可となっています。その他の協力企業のSPCへの出資に関して場合によっては可能と考えてよいでしょうか。	SPCには協力企業を統括マネジメントする機能を期待していることから、マネジメントする側とされる側に資本関係がある場合、利益相反の発生が懸念されます。 上記懸念が生じない旨を県側で明確に確認できる提案がなされた場合に限り、出資可能と判断することを考えています。

No	ページ	項()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
056	別紙1						別紙1	その他の第三者は「設計・施工協力企業又はその他の協力企業から業務を受託又は請け負う」とありますが、事業契約書第12条第2項に「乙は、個別業務のマネジメント業務協力企業が協力企業等以外の第三者に乙から受託しまたは請け負った個別業務のマネジメント業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない」とありますので、個別業務のマネジメント業務の一部であれば、その他の第三者は代表企業もしくはマネジメント・サポート企業からも業務を請け負うことが可能であると解してよろしいでしょうか。	マネジメントサポート企業を設ける旨や、代表企業が「個別業務のマネジメント業務協力企業」になる旨の提案をした場合には、ご理解のとおりです。
057	別紙1						別紙1	企業の区分において、統括マネジメントでの協力企業(事業契約書(案)に記載の個別業務のマネジメント業務協力企業、病院経営支援協力企業)の記載がありませんが、質疑回答(事業契約書(案)に関するno.26)により代表企業もしくはマネジメント・サポート企業に含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
058	別紙1						別紙1	医療機器等および一般備品調達関連業務のうち、県調達の支援も含めた調達支援の範囲(調査、機器リスト作成、仕様書作成、スケジュール管理等といった調達を伴わない業務)については、統括マネジメント業務の「開院準備期間における支援」や「医療機器の整備更新の効率化・最適化に資する事項」と重なる業務となりますので、統括マネジメント業務の業務範囲で行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
059	別紙2						マネジメント業務担当者	設計・施工協力企業からSPCに出向している者がマネジメント業務担当者になりうるようになっておりますが、9/28に公表された事業契約書案に対する回答書No026では、「個別業務のマネジメント業務協力企業は、…代表企業又はマネジメントサポート企業のみがなりえる」とされております。設計・施工協力企業も個別業務のマネジメント業務協力企業になりうるかと考えてよろしいでしょうか？	設計・施工協力企業は、代表企業を兼ねる場合にのみ代表企業の立場で個別業務のマネジメント業務協力企業になります。 なお、人員の関係では、代表企業又はマネジメント・サポート企業が個別業務のマネジメント業務協力企業になった場合は、代表企業又はマネジメント・サポート企業に籍を置いたままの者がマネジメント業務担当者に就任することができます。人員がSPCに出向した場合は、本事業においては、当該人員はSPCの職員と認識しますので、設計・施工協力企業が代表企業でない(すなわち個別業務のマネジメント業務協力企業でない)場合でも人員をマネジメント業務担当者としてSPCに出向させることは可能です。
060	別紙2						リスクマネジャー	勤務時間が任意＝非常勤でも可、との理解でよろしいでしょうか？また、非常勤でも可、である場合に配置場所が「院内」とあるのはどのような意味でしょうか？	前段については、表欄外の注釈を踏まえた上で、ご理解のとおりです。 後段については、非常勤であることも事業者の判断で可能ですが、院内に配置することは必須という意味です。
061	別紙2						別紙2	別紙2に記載されている配置場所の定義をご教示下さい。	当該人員が主として勤務する場所です。

No	ページ	項()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
062	別紙2						別紙2	リスクマネージャーの勤務形態がわかりづらいので補足説明頂けないでしょうか？例えばリスクマネージャーの配置場所が「院内」となっておりますが、これは「任意」と理解して宜しいでしょうか。	リスク・マネージャーについては、非常勤であることも事業者の判断で可能ですが、院内に配置することは必須です。
063	別紙2						別紙2	「契約社員・派遣社員・パート社員等の雇用形態は認めない」とありますが、これは各責任者・担当者とSPCとの労働契約関係と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
064	別紙2						別紙2	「代表企業又はマネジメントサポート企業からSPCに出向している者」とありますが、常勤である者以外は「非常勤出向」も可能だと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
065	別紙2						別紙2	「嘱託社員」も「SPCに籍を置く者」と認められると考えてよろしいでしょうか。	「嘱託社員」は「SPCに籍を置く者」とは認められません。
066	別紙3						計画書関連	病院経営支援業務の計画書の提出時期が、初年度以外は「前年度の9月までに県の確認を得る」とされていますが、病院経営支援業務は極力時代の状況の変化に即した業務であるべきであると考えられるため、提出時期が早すぎるのではないのでしょうか？	病院経営支援業務の業務項目は、毎年度変更があり得る(サービス対価が毎年度変動し得る)ことを前提に考えているため、県の予算計上に間に合うように提出時期を設定していますのでご理解ください。
067	別紙3						別紙3	病院所有の医療情報システムの整備及び運営に対するコンサルティングに関する「年度経営支援業務計画書」の初回提出は記載にある初年度の扱いとして、提案する開始年度の前年度3月末までのご提出と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
068	別紙3						別紙3	年度経営支援業務計画書の内容に「見積り」との記載がありますが、これは医薬品及び診療材料等の調達に関する見積金額と理解して宜しいでしょうか。	(質問No.027参照)
069	別紙4						情報システムコンサルティング業務	「1号館供用開始後から事業期間終了までの医療情報システムの更新スケジュールは事業者において想定」とありますが、人員配置条件を共通化するためにも、更新スケジュールは県に提示していただくべきだと考えますがいかがでしょうか？	入札の仮定的条件として7年ごとに更新し、事業期間中における最終の更新年度である平成39年度の更新のコンサルティングまで実施するものとしてご提案ください。
070	別紙4						別紙4	運用マニュアルの作成となりますが、どのようなものを想定されているのでしょうか。現病院で作成されているものがあれば、ご提示いただくとイメージが分かると思います。	守秘義務誓約書受領後提供します。